

○ 一般質疑

【質問のポイント】

1. 新たな土地改良長期計画を踏まえた土地改良事業の推進及び予算確保に向けた大臣の決意について
2. 防災重点ため池の対策の計画的推進に向けた取組について
3. 農地及び農業水利施設を活用した流域治水の取組方針について
4. 土地改良区の貸借対照表作成及び小規模な土地改良区の運営体制強化に対する支援について

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(みどりの食料システム戦略に関する件)

(再生可能エネルギーの普及促進に関する件)

(果樹農業の振興に関する件)

(農業農村整備事業に関する件)

○委員長(上月良祐君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

(略)

○委員長(上月良祐君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎雅夫君 おはようございます。自由民主党の宮崎雅夫でございます。本日は、質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

先週、みどりの食料システム戦略が策定されたわけですが、今日も、今日は土地改良長期計画についてお伺いをしたいというふうに思います。

三月二十三日に閣議決定をされたわけ

でございます。

けれども、その概要を今委員の先生方のところにもお配りをさせていただいております。

土地改良長期計画につき

ましては、土地改良法に基づいて、五年を一期にして土地改良事業の実施の目標、事業量を定めることになっておりますので、本年度から五か年間、これを踏まえて事業を実施していくということになるわけでございます。

政策課題としては、別紙では真ん中から下に書いてございますけれども、この内容については、基本的に昨年までの長期計画の方向性を踏襲しながら、土地改良の取り巻く情勢の変化ということを勘案して策定されたものと私は認識しております。

長期計画に基づいて事業を計画的に進



めていく重要な要素の一つとして、予算があるわけでございます。土地改良の関係予算については、本年度は昨年との補正予算と合わせて六千三百億円ということになっております。全国の土地改良の関係の皆さんからは、財政状況が非常にコロナもあって厳しい中、それぞれの地域の要望に応えていただいたということと、たくさんの方の声を私のところにもいただいているところでございます。

今後とも、我が国の農業、農村の基盤を支えていくために、農業のソフト施策、他省庁との施策とも更に連携を深めながら、土地改良事業を着実に実施をしていく必要があるというふうに考えます。土地改良長期計画の閣議決定を踏まえて、今後どのように土地改良事業を進めていくのか、必要な予算の確保も含めて、まじ野上大臣の意気込みをお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(野上浩太郎君) 宮崎先生には、日頃から土地改良事業の推進に御尽力いただいております、ありがとうございます。

今お話をしましたとおり、土地改良長期計画につきましては本年三月に決定をしたわけでありまして、本計画につきましては、食料・農業・農村基本計画ですとかみどりの食料システム戦略等を踏まえて、生産基盤の強化による農業の成長産業化ですとか、あるいは多様な人が住み続けられ



野上農林水産大臣

る農村の振興、農業、農村の強靱化の三つを政策課題として位置付けまして、人口減少下で持続的に発展する農業や多様な人々が住み続けられる農村の実現に向けて事業を推進することといたしております。

そして、お話をしましたとおり、この政策課題に対応した事業を計画的に実施するために、本年度におきましては令和二年度第三次補正予算と合わせて六千三百億円を確保をしているところであります。

今後とも、必要な予算の安定的な確保に努めるとともに、担い手への農地の集積、集約ですとか米から高収益作物への転換、スマート農業の実装や輸出の促進といった関連施策と連携し、さらに、今他省庁との連携という話もありました。が、流域治水の取組ですとか農業の生活インフラ、情報通信環境等の整備に係る関係省庁の施策とも連携をして事業推進をしまして、十分な発現効果を図ってまいります。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

これから骨太でありますとか概算要求に向けてのプロセスも始まってまいりますので、是非、大臣、よろしくお伺いしたいと思います。

続いて、長期計画の内容についてお伺いしたいと思いますけれども、時間もちよつと限られておりますので、政策課題の三、農業、農村の強靱化を中心にお伺いしたいと思います。

まず、防災重点農業用ため池に係る対策の集中的かつ計画的な推進が掲げられております。昨年の通常国会でため池工事特措法が全会一致で可決、成立をいたしました。十月に施行されました。十一月には、野上大臣、そして総務大臣、防災担当大臣で、防災ため池対策について

の三大臣の会合を開催をいただきました。このような大臣会合は私初めてだというふうに思いますけれども、三府省が連携して対策に取り組むことを確認をいただきまして、本年度予算で対策が充実をいたしました。野上大臣の御尽力に感謝を申し上げます。

特措法に基づく都道府県の推進計画も策定をされまして、また、ため池サポーターセンターというのもございますけれども、これらもどんどん増えていっております。防災重点ため池の新たな枠組みができました。地域の皆さん、関係者の皆さんも大いにこれ期待をしているところでございます。

対策を加速していくには、予算の確保はもちろんなんですけれども、引き続き制度面の充実を図っていかないといけないというふうに思っております。

平成二十九年の土地改良法の改正では、ため池の耐震対策、これについて、農業者の申請、同意、費用負担なしで実施をするというところは可能になったわけでございます。これは非常に大きな一歩だったというふうに思っております。

ため池は、耐震対策はもちろん重要なんですけれども、お配りしております資料の次のページ、ちよつと御覧いただければと思います。水色はこれ豪雨の部分になるわけですけれども、ため池の被災とか決壊は豪雨によるものがこれ圧倒的に多いということが現実でございます。

最近の豪雨災害の頻発化ということも踏まえまして、豪雨対策も、耐震対策同様、事業の実施手続の迅速化ということが必要だというふうに思っております。この点も含めて、防災重点ため池の対策の計画的な推進に向けてのお考えを宮内副大臣にお伺いしたいと思っております。

○副大臣（宮内秀樹君） お答えをさせ

ていただきます。

委員御指摘のように、昨年十月に施行されましたため池工事特措法に基づきまして全ての都道府県においての防災工事等推進計画が策定されたところであります。政府といたしまして、各都道府県の計画に沿いまして対策が進められるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

一方、先生御指摘のように、土地改良事業としてのため池の耐震対策を行う場合におきましては受益者の申請によらない仕様で事業が可能であるということになりましたけれども、豪雨対策を事業化するには受益者からの申請が必要になっております。現在のところですね。

ため池決壊の原因のほとんどが豪雨となっており、先生御指摘のこのグラフにも明らかでありますけれども、豪雨災害の迅速化、頻発化といった近年の気象状況の変化も踏まえまして、手続の迅速化を図ることは大変重要であるというふうに考えてお

りまして、受益者の申請等によらない事業の実施方法につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

○宮崎雅夫君 検討をしていくという御答弁でございました。是非前向きに検討をいただきたいというふうに思います。次に、流域治水の取組についてお伺いをいたします。

土地改良長期計画にも流域治水の推進



宮内農林水産副大臣

がこれうたわれております。私も土地改良に携わりましてもう三十五年になりましたけれども、ある意味、これ画期的なことだというふうに思います。昨年、農業用ダムについても、全ての一級水系、それから二級水系でも治水協定、これが締結をされまして、土地改良区を始め関係者の皆さんの御協力の下、事前に水位を下げるというような取組も行われたわけでございます。

今国会で治水、流域治水の関連法案も成立をいたしましたけれども、今後とも流域治水を推進をしていくためには、それぞれの地域で関係者の皆さんが具体的に協力、連携をこれ進めていかないとはいけません。やはり関係省庁の連携がこれ必須だというふうに思います。

そこで、流域治水の推進に向けた関係省庁の連携につきまして国土交通省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（塩見英之君） お答えを申し上げます。

河川区域だけではなく、集水域や氾濫域も含めて一体となった流域治水を推進してまいりますためには、流域のあらゆる関係者が協働していく必要がございます。その際は、国土交通省が全体の旗振り役となりますけれども、農林水産省さんを始め関係の方々との御理解をいただき、十分連携を図ることが重要と考えてございます。

このため、本省レベルで関係省庁実務者会議を設けてまして政策間の連携を協議いたしますとともに、現場レベルでも、全国百九の水系ごとに流域治水協議会を設けて具体的な取組を協議、検討してまいりました。

これらの協議、検討の場には、農林水産省さん、そして林野庁さんからも本省

及び出先機関に御参画をいただきますとともに、各省に先駆けまして大変な御理解をいただきまして、去る三月三十日に水系ごとの流域治水プロジェクトを取りまとめました際も、大雨の前に農業用ダムやため池の水位を下げて治水に利用する取組でありますとか、田んぼダムの取組、さらには、上流域で流木が河川に流れ出すのを抑制する森林整備や治山ダムの整備など具体的な施策を盛り込むことができ、大変感謝しております。同時に、先生御指摘の土地改良長期計画にもこれらの農業関係の施策が明記されたところでございます。

こうした流域治水の取組は、現在、本格的な実践のスタートラインに立ったばかりでございますので、引き続き、国土交通省が旗振り役となりつつ、農林関係者の皆様、協働をいただきまして施策の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。



国土省塩見水管理・国土保全局長

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

今年はまだ梅雨入りが非常に早いというところで、西日本はもう入っております。昨日は熊本で非常に強い雨が降って被害も出ているということでございますので、是非省庁連携して取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう御案内のとおり、流域の大半はこれ農地、林地でございますので、農林水

産省としてもこれ積極的に取り組んでいかないといけないというふうに思いますが、土地改良計画、長期計画にも位置付けられました農地・農業水利施設を活用した流域治水に今後どのように取り組んでいくのか、農林水産省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（牧元幸司君） お答えを申し上げます。

この流域治水対策を進めていく上で、この農地・農業水利施設が持つ洪水調節機能を適切に発揮していくということ、これは大変重要でございます。今回のこの土地改良長期計画におきましても、農業用ダムの洪水調節機能強化の取組、あるいは田んぼダムに取り組む水田面積の拡大等を位置付けまして、流域治水を推進していくこととしていただいております。

具体的な取組といたしまして、昨年度、全国百九の一級水系に設置をされました全ての流域治水協議会に農林水産省としても参画をさせていただきまして、三月末に各協議会で策定をされました流域治水プロジェクトに、水害が予測される際に事前に農業用ダムの貯水位を低下させる事前放流、水田に雨水を一時的に貯留させる田んぼダムの取組、大雨の際に雨水を一時的に貯留するため池の活用による洪水被害リスクの低減、さらには、この農作物のみならず市街地や集落の湛水被害も防止、軽減させる排水施設の整備、活用などが位置付けられているところでございます。

田んぼダムの取組につきましては、多面的機能支払交付金によっても支援してきたところでございますけれども、今年度からは同交付金に十アール当たり四百円の加算措置も新設をされたところでございます。

今後とも、農業関係者の御理解を得ながら、国土交通省、地方公共団体と連携をいたしまして、流域治水を推進してまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 多面的機能支払についてもお話がありましたけれども、必要な農家の皆さんへの支援も、これから現場でどんどんそういう取組も増えていくと思っておりますので、実態をよく把握をさせていただいて必要な支援に更に充実をさせていただきたいというふうに思います。

次に、柔軟な水管理の推進についてお伺いをしたいと思います。

気象変動による影響ということでは、洪水のお話今お伺いしたわけですから、少雨、少雪による渇水、水不足ということも起きておるわけでございます。気象変動などで作付け時期が変化をして、それに伴ってかんがい期間も変化をしております。農業用水の柔軟な利用が農家の皆さんから求められておるわけでもございますし、これからスマート農業の普及なんかで更にそういう声が大きくなってくるんじゃないかなというふうに思います。

農林水産省でも、柔軟な水管理がこれ可能になるように、ICTを活用した整備を推進をすることなども取り組んでいかないといいけませんけれども、水利権にこれ関連する問題でもございませぬ。農業用水の柔軟な利用でございませぬとか、流域治水の取組も踏まえた水利権の確保について、農林水産省



にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（牧元幸司君） お答えを申し上げます。

気候変動や営農形態の変化に伴いまして、農業用水の取水時期の変更でございませぬとか、必要な水量の増量等への対応が農業者から求められている地区もございます。



牧元農村振興局長

このため、今後のこの農業水利施設の補修、更新に当たりましては、施設の統廃合や再編、また、御指摘いただきましたようなICTを活用した水管理操作の自動化や簡素化を可能とする整備といったものを推進をいたしますとともに、必要となる水利権等の協議を河川管理者と行ってまいりたいと考えております。

また、この流域治水に対する農業関係者の理解醸成、営農の安定的な継続のために、農業用ダムの事前放流後におきます貯水量回復のための利水調整でございますとか、排水機場等の整備によります農地からの雨水の迅速な排水への対応等につきましても、河川管理者を含む関係者との調整を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、地域の実情、また農業関係者の皆様方の声を傾けながら、農業水利施設の更新、整備を行っていきましますとともに、河川管理者を含みます関係者との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。農水省としても連携強化に努めていくというお話でございました。

私も、山形の国営事業の現場にいるときに、まさしく水利権の協議というのを直接やったわけでございます。正直言つて、大変でもありました。もう二十五年前の話ですから、もう時代は相当変わっていると思えますけれども。

今日、国交省の次長さんにも来ていただいておりますけれども、やはり流域治水の取組なんかの中で、農家の皆さんからすれば、協力についての感謝も言っていたいただいたわけですから、やはり事前に水位を下げるというのは農家の皆さんにとってもリスクがあるわけですね。その中で、協力できるものはやっぱりしっかり協力していこうという気持ちなんですけれども、やはり水利利用の柔軟なところについては、やはり河川管理者にもそういうふうな気持ちを持ちは是非酌み取ってもらいたいということには気持ちとしては持つておられるわけです。

そういうことで、水利権のこともありますが、是非とも、農水省とも協力をさせていただいて、うまく進めていただけるようにお願いをしておきたいというふうに思います。

最後に、土地改良区の運営体制についてお伺いをしたいと思います。

これについては、前回の長期計画に比べてしっかりと私、書いていただいているというふうに思っておりますけれども、平成三十年の土地改良法改正で運営体制の強化に向けた法的な枠組みということが整えられました。令和四年度までに決算関係書類として貸借対照表を作成、公表するということになったわけでございます。これに向けて農水省でもこれま

支援をしてきているわけですから、いよいよ準備の最終段階となっております。小規模な土地改良区さんなんかは非常に不安に思っておられるのも事実でございます。

貸借対照表の作成と小規模土地改良区の運営体制の強化に向けた取組について農林水産省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（牧元幸司君） お答えを申し上げます。

御指摘をいただきましたこの平成三十年の土地改良法の改正におきます土地改良区の会計制度の見直しは、土地改良区の運営基盤の強化に向けて大変重要な取組と認識をしているところでございます。

このため、これまで土地改良区体制強化事業によりまして、巡回指導、研修、簡易で安価な会計ソフトの開発などを行いますとともに、令和三年度には、コロナ感染症対策を踏まえまして巡回指導を全てオンラインで実施できるように要件緩和をいたしますとともに、小規模な土地改良区の会計事務を共同で行います土地改良区連合の設立に対する支援を講じまして、令和四年度からのこの貸借対照表の作成に向けた支援というものを行っているところでございます。

また、令和三年度からは、各都道府県に、各都道府県、土地改良事業団体連合会等で構成をいたします運営基盤強化、運営基盤強化協議会を設置いたします。



まして、特に、小規模な土地改良区の貸借対照表の作成に対する支援に重点を置きまして、実態に応じたきめ細かな対応策を検討の上、関係機関が連携して支援をしているところでございます。

引き続きまして、この現場の実情というものをしっかりと把握しながら対応してまいりたいと考えております。

○委員長（上月良祐君） おまとめください。

○宮崎雅夫君 しつかり取り組んでいただきますと思います。

終わります。ありがとうございました。
（以下略）